

令和9年度（2027年度）熊本県立高等学校入学生の学習者用端末販売  
に係る業務協定書

熊本県の県立高等学校に令和9年度（2027年度）入学する生徒及び当該生徒の保護者（以下「保護者等」という。）が購入する学習者用端末等（以下「端末等」という。）の販売に関し、熊本県（以下「甲」という。）と\*\*\*\*\*（以下「乙」という。）との間で下記のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条 乙は、別紙1「業務協定仕様書」のとおり業務を履行する。

第2条 本協定の期間は、協定締結日から令和10年（2028年）3月31日までとする。

第3条 端末等の機種や価格等については、次のとおりとする。

項目	仕様
①端末本体	Google Chrome (*****)
②保証期間	3年間（オプションで4年間も選択可能）
③1台あたりの販売価格（※1）	・3年間の保証期間の場合：**、***円 ・4年間の保証期間の場合：**、***円
④販売台数（※2）	9,000台

※1：消費税及び地方消費税を含む。乙が「熊本県立高等学校学習者用端末購入費補助事業費補助金」の交付（端末等1台につき15,000円（※公募時点の予定額））を受け、県補助金相当分を控除した金額であり、別紙1「業務協定仕様書」の全ての費用を含めた金額。

※2：本協定締結時点の想定台数

2 乙は、「熊本県立高等学校学習者用端末購入費補助事業費補助金交付要領」の規定に基づき、同補助金の交付申請等の手続を行う。

3 入学者数の減少により第1項で定める販売台数が9,000台を下回った場合、甲は乙に対して減少した台数分の費用を補償しない。

第4条 甲は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本協定を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、乙が協定期間内に本協定の全部若しくは一部を履行しないとき、又はその履行の見込みがないことが明らかになったとき。

(2) 乙の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は本協定を誠実に履行する意思がないと認められるとき。

- (3) 乙が本協定に定める事項に違反したとき。
- (4) 次のアからウのいずれかに該当するとき。

ア 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）又は熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号。以下この号において「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者であると認められるとき。

イ 乙の役員又は乙の使用人（条例第2条第4号に規定する公安委員会規則で定める使用人をいう。以下この号において同じ。）が乙若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

ウ 乙の役員又は乙の使用人が乙の行う事業に関し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益を供与したと認められるとき。

- (5) その他、本協定で定める事項に反したとき。

第5条 乙は、本協定の遂行上知り得た甲の業務上の内容及び個人情報等を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。本協定が終了し、又は解除された後も同様とする。

2 乙は、業務を処理するための個人情報の取扱いについて、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

3 乙は、業務を処理するための電子情報の取扱いについて、別記2「電子情報に関する取扱特記事項」を守らなければならない。

第6条 乙の責に帰すべき理由により本協定を解除し、甲に損害が生じたときは、乙は損害賠償の責めを負う。

第7条 乙は、甲の承認を得ないで、本協定によって生ずる権利義務を他に譲渡し、又はその履行を委任し、もしくは請け負わせ、又は担保に供することはできない。

第8条 本協定について疑義のあるとき、又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙で協議した上で解決するものとする。

【参考資料】協定書本文の例

この協定を証するため協定書2通を作成し、甲・乙各1通を所有する。

令和8年（2026年）\*\*月\*\*日

甲 熊本県

代表者 熊本県教育長 越猪 浩樹

印

乙 所在地 \*\*\*\*\*

事業者名 \*\*\*\*\*

代表者職名・氏名 \*\*\* \*\* \*\* 印